

前橋市骨髄ドナー支援事業

前橋市では、骨髄又は末梢血幹細胞のドナー(提供者)及びドナー登録者の増加を図り、骨髄等移植を推進するために骨髄等を提供した方に助成金を交付します。

対象者	次の全てに該当する方を対象とします。 1 公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄等を提供した方 2 骨髄等採取日に前橋市内に住民登録があり、かつ居住している方 3 ドナー休暇制度を設けている企業・団体等に属していない方 4 市税の滞納がない方
助成対象	次の骨髄等の提供に係る通院・入院を助成対象とします。 1 健康診断のための通院 2 自己血貯血のための通院 3 骨髄等採取のための入院 4 その他骨髄等の提供に関し、骨髄バンクが必要とみとめる通院 ※ ただし、骨髄等の採取術及びこれに関連した医療処置において生じた健康被害のための通院・入院は対象外です。
助成金額	骨髄等の提供に際して、入院及び通院に要した日数1日につき2万円(上限7日)
申請期限	骨髄等の提供が完了した日から60日以内に申請してください。
申請書類	1 交付申請書兼請求書 2 公益財団法人日本骨髄バンクが発行する骨髄提供の証明書 3 完納証明書(市税に滞納がないことを示す証明書) 4 振込先口座の通帳の写し ※ 申請書兼請求書は前橋市HPからダウンロードできます。
助成金交付の流れ	助成金の交付決定後、指定の口座に振込みます。

申請場所 問い合わせ先

保健総務課(前橋市保健所2階)
前橋市保健所 前橋市朝日町三丁目36-17
027-220-5781
平日 午前8時30分から17時15分まで
(祝祭日・年末年始は除く)

◎白血病や再生不良性貧血などの病気は、骨髄移植という治療法で治すことができます。一人でも多くの人の命を救うために、骨髄バンク・ドナー登録への正しいご理解とご協力をお願いいたします。